

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成25年8月21日(水) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 教育長報告
日程第4 議案第13号 平成26年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	中 筋 斉 子
委 員	久 富 明 宏
委 員	金 丸 公 一
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 谷 俊 哉	次長(兼教育総務課長)	村 田 匡 子
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	教育改革推進室長(兼教育指導課長)	山 下 一 也
学校教育課長	上 道 貴 志	教育総務課主幹	井 上 宜 久
生涯学習課主幹	川 瀬 章 治		

(書記職員職氏名)

教育総務課庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-----------	---------	---------	---------

開 会 (午後5時30分)

○**開会宣言** 委員長が8月教育委員会定例会の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、久富委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 教育長報告

- (1) 第23回紫式部文学賞受賞作品の決定について
- (2) 第37回全日本中学ボウリング選手権大会について
- (3) 「要望書」等について
- (4) 宇治市教育委員会後援事業について

以上4件を報告する。

[説 明]

(1) 第23回紫式部文学賞受賞作品の決定について

紫式部文学賞選考委員会は、推薦作品62点の中から第23回紫式部文学賞の受賞作品を、赤坂真理氏の『東京プリズン』に決定し発表した。

赤坂氏は、1964年東京都生まれで、アート誌の編集長を経て95年に『起爆者』で小説家デビュー。その後、野間文芸新人賞を受賞し、2003年には『ヴァイブレータ』が映画化された。他の著書に『蝶の皮膚の下』、『ヴァニージュ』などがある。

贈呈式は平成25年11月17日に宇治市文化センターで開催する。

(2) 第37回全日本中学ボウリング選手権大会について

本大会は、一般財団法人地域活性化センターのスポーツ拠点づくり推進事業の補助を受けて、平成19年度から10年間の継続事業として取り組んでいるものであり、今回は7年目にあたる。主催は公益財団法人全日本ボウリング協会、宇治市、宇治市教育委員会、財団法人宇治市体育協会の4者であり、平成25年7月22日から24日までの3日間、キョーイチボウル宇治にて開催された。42都道府県から229名の選手が参加し、京都府の選手は12名、その内宇治市の選手は男子3名、女子2名であった。運営体制としては、宇治市教育委員会、財団法人宇治市体育協会、公益財団法人全日本ボウリング協会、

社団法人京都府ボウリング連盟、宇治市ボウリング協会の5者により実行委員会を組織し、運営にあたった。表彰については、男女それぞれの優勝者に文部科学大臣杯と宇治市長賞、8位までの入賞者に賞状とメダルを授与した。

また、大会に先がけて、小学生を対象とした「ふれあいボウリング教室」や、スポーツボウリングを目指す初心者向けのボウリング教室として「宇治市ジュニアボウリングスクール」を実施した。

(3)「要望書」について

平成25年7月29日付で公益財団法人文字・活字文化推進機構、公益財団法人全国学校図書館協議会、学校図書館整備推進会議より「平成26年度学校図書館施策についてのお願い」の提出があった。

(4)宇治市教育委員会後援事業について

公益財団法人京都府公園公社主催の「第3回太陽が丘シニアテニス大会」他7件、計8件の事業について後援した。

[質 疑]

[委 員] 全日本中学ボウリング選手権大会は10年間の継続実施事業であるが、7年目を迎えた現在、どのような効果を生み出しているのか。

[事務局] ジュニアボウリングスクールに通っている生徒が本大会に出場するなど、競技力向上が一定図れた。また、運営にあたって地域の方々からの応援をいただいたり、アクトパル宇治での交流会を行うなど、地域づくりという面でも貢献していると考えます。

○日程第4 議案第13号 平成26年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

[説 明] 小・中学校の特別支援学級において当該学年用検定教科書を使用することが適当でない場合、学校教育法附則第9条の規定により、下学年の検定教科書やその他一般図書を教科用図書として採択することができることとなっている。採択の手続きについては、学校教育法第34条第1項に基づく教科用図書とは異なり設置者責任による独自採択であり、平成26年度に本市の特別支援学級で使用する教科用図書について、一般図書採択一覧表の図書を採択したいというものである。

[質 疑]

[委 員] 一般図書を教科用図書として採択する手続きはどのようなものなのか。

[事務局] まず、国で一定の留意事項が示され、京都府教育委員会から図書のリストが挙がってくるので、各学校の特別支援教育の担任等が審議し、市教委が採択候補として一覧表を作成する。それを元に、各学校が自校の状況や児童生徒の状態に合わせて適切な図書を選び、使用するという手続きを取っている。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**閉会宣言** 委員長が8月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後5時40分)